

二級建築士・木造建築士 登録申請案内

申請の前に必ずお読みください

熊本県指定登録機関

公益社団法人 熊本県建築士会

令和元年12月1日

二級建築士・木造建築士登録申請のご案内

(申請の前に必ずお読みください。)

- ◆ 建築士免許証は、平成22年4月1日以降、全て携帯型（カード型）の免許証明書が交付されます。

- ・二級建築士、木造建築士の免許登録申請（新規）をされる方
- ・二級建築士、木造建築士登録事項変更・書換え交付および再交付を申請される方

二級建築士免許証、木造建築士免許証は、携帯型（カード型）の二級建築士免許証明書、木造建築士免許証明書となります。

(顔写真が入ります。)

従来の免許証と効力は変わりません。

- ◆ 二級建築士、木造建築士登録関係の申請に手数料が必要となります。その額は以下の通りです。

I. 免許登録申請（新規登録）	19,300円
II. 登録事項変更届・書換え交付申請	5,900円
III. 再交付申請	5,900円
IV. 書換え交付申請（携帯型免許証明書への変更）	5,900円
V. 住所等の届出	無料
VI. その他の申請（死亡等）	無料

- ※ 登録事項変更届・書換え交付申請と、再交付申請を同時に行う場合は5,900円になります。

<注意>

1. 記入に際しては、指定の様式に黒または青色のボールペン（消えるボールペン不可）を使用し、楷書で丁寧に記入してください。
2. 代理人や郵送での申請の場合、受領は必ず本人となります。
「Ⅷ 免許証の交付」をご覧ください。

I. 免許申請（新規登録）

(1) 申請書類・必要書類等

1. 二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書〔A3判〕
2. 熊本県二級・木造建築士免許申請（新規）用〔A4判〕
3. 本籍の記載のある住民票

発行日から6ヶ月以内のもので個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

※注）マイナンバーの記載がある住民票を添付の場合は受付できません。

- 試験合格時と登録申請時の姓名が違う方は戸籍謄本（抄本）が必要となります。
- 外国籍の場合は、戸籍謄本（抄本）に代えて在留カード（の写し）又は特別永住者証明書を提出願います。

4. 証明写真2枚〔6ヶ月以内に撮影のもの〕

（無帽・無背景・正面上3分身、縦45mm×横35mm《パスポートサイズ》）

※貼付の写真が免許証明書に転写されますので、本人が確認できる証明写真で、申請書類には同じものを貼付してください。

※申請者自身でプリントする場合は、「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限り
ます。

5. 申請手数料振替払込受付証明書（19,300円）

※必ず申請者名で納付してください。

※ゆうちょ銀行・郵便局の備え付け用紙をご利用の場合は「振替払込請求書兼受領証」
を申請書に貼付下さい。

また、受領証は原本貼付のため返還しませんので、必ずコピーをとり、お手元に残し
てください。

■払込用紙はダウンロードできません。

熊本県建築士会事務局にある払込用紙を利用するか、ゆうちょ銀行・郵便局の備え
付け用紙をご利用ください。

口座番号：01790-0-52675
加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会

6. 合格通知書（製図の合格通知書）〔確認のため必要〕

※郵送の場合はコピー添付

7. 本人確認ができる運転免許証等〔確認のため必要〕

※郵送の場合はコピー添付

8. 印鑑（認印）〔訂正がある時のために必要〕

※郵送の場合は不要

Ⅱ 事項変更届・書換え交付申請

- 登録事項を変更する場合（①姓名 ②生年月日）
- 免許に記載されている姓名の新字体漢字を戸籍と同じ字形に修正する場合
- 新たに旧姓や通称名（外国人登録済証明書）の併記をする場合
- 現在記載されている旧姓や通称名の併記を削除する場合

(1) 申請書類・必要書類等

1. 二級・木造建築士登録事項変更届出書
二級・木造建築士免許証書換交付申請書〔A4判〕
2. 熊本県二級・木造建築士免許申請書（変更用）〔A4判〕
3. 二級建築士免許証（免許証明書）又は木造建築士免許証（免許証明書）のコピー

- ・免許証が無い場合は、亡失したことの届出が必要になりますので、再交付申請書を同時にご提出ください。
- ・申請手数料は5,900円となり、どちらかの申請書に受領証（原本）を貼付してください。

4. 二級建築士免許証（免許証明書）又は木造建築士免許証（免許証明書）の原本
〔照合のため必要〕

※郵送の場合は不要

5. 戸籍謄本（抄本）〔発行日から6ヶ月以内のもの〕

※外国籍の場合は、戸籍謄本（抄本）に代えて在留カード（の写し）又は特別永住者証明書を提出願います。

6. 証明写真2枚〔6ヶ月以内に撮影のもの〕

（無帽・無背景・正面上3分身、縦45mm×横35mm《パスポートサイズ》）

※貼付の写真が免許証明書に転写されますので、本人が確認できる証明写真で、申請書類には同じものを貼付してください。

※申請者自身でプリントする場合は、「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限り
ます。

7. 申請手数料振替払込受付証明書（5,900円）

※必ず申請者名で納付してください。

※ゆうちょ銀行・郵便局の備え付け用紙をご利用の場合は「振替払込請求書兼受領証」
を申請書に貼付下さい。

また、「振替払込請求書兼受領証」は原本貼付のため返還しませんので、必ずコピー
をとり、お手元に残してください。

■払込用紙はダウンロードできません。

熊本県建築士会事務局にある払込用紙を利用するか、ゆうちょ銀行・郵便局の備え
付け用紙をご利用ください。

口座番号：01790-0-52675
加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会

8. 本人であることが確認できる運転免許証等〔確認のため必要〕

※郵送の場合はコピーを添付

9. 印鑑（認印）〔訂正がある時のために必要〕

※郵送の場合は不要

新しい建築士免許証明書は、再交付（亡失）申請以外は原本引換となります。
受領の際、建築士免許証（A4）又は建築士免許証明書の原本をお持ちください。
また、申請者の希望により建築士免許証（A4）は、**原本はカード型免許証明書に切替済**印を
押して返却することができます。

Ⅲ. 再交付申請

- ☑ 免許証（免許証明書）を亡失・汚損した場合
- ☑ カード型免許の写真を変更する場合。
※失った免許を発見した場合は、10日以内に免許を建築士会へ提出する。

(1) 申請書類・必要書類等

1. 二級・木造建築士免許証（免許証明書）再交付申請書〔A4判〕
2. 熊本県二級・木造建築士免許申請書（変更用）〔A4判〕
3. 汚損した二級建築士免許証（免許証明書）又は木造建築士免許証（免許証明書）の原本〔照合のため必要〕
※郵送申請の場合はコピー添付
※亡失の場合は必要なし
4. 証明写真2枚〔6ヶ月以内に撮影のもの〕
（無帽・無背景・正面上3分身、縦45mm×横35mm《パスポートサイズ》）
※貼付の写真が免許証明書に転写されますので、本人が確認できる証明写真で、申請書類には同じものを貼付してください。
※申請者自身でプリントする場合は、「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限り
ます。
5. 申請手数料振替払込受付証明書（5,900円）
※必ず申請者名で納付してください。
※ゆうちょ銀行・郵便局の備え付け用紙をご利用の場合は「振替払込請求書兼受領証」を申請書に貼付下さい。
また、「振替払込請求書兼受領証」は原本貼付のため返還しませんので、必ずコピーをとり、お手元に残してください。
■払込用紙はダウンロードできません。
熊本県建築士会事務局にある払込用紙を利用するか、ゆうちょ銀行・郵便局の備え付け用紙をご利用ください。

口座番号：01790-0-52675
加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会
6. 本人であることが確認できる運転免許証等〔確認のため必要〕
※郵送の場合はコピーを添付
7. 印鑑（認印）〔訂正がある時のために必要〕
※郵送の場合は不要

新しい建築士免許証明書は、亡失以外は原本引換となります。
受領の際、建築士免許証（A4）又は建築士免許証明書の原本をお持ちください。
また、申請者の希望により建築士免許証（A4）は、原本はカード型免許証明書に切替済印を押して返却することができます。

IV. 書換え交付申請（携帯型免許証明書への変更）

- カード型免許への変更の場合
- 姓名旧字から新字への変更の場合

(1) 申請書類・必要書類等

1. 二級・木造建築士免許証書換交付申請書（携帯型免許証明書への変更）
〔A4判〕
2. 熊本県二級・木造建築士免許申請書（変更用）〔A4判〕
3. 二級建築士免許証（免許証明書）又は木造建築士免許証（免許証明書）のコピー
4. 二級建築士免許証（免許証明書）又は木造建築士免許証（免許証明書）の原本
〔照合のため必要〕
※郵送の場合は不要
5. 証明写真2枚〔6ヶ月以内に撮影のもの〕
（無帽・無背景・正面上3分身、縦45mm×横35mm《パスポートサイズ》）
※貼付の写真が免許証明書に転写されますので、本人が確認できる証明写真で、申請書類には同じものを貼付してください。
※申請者自身でプリントする場合は、「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限り
ます。
6. 申請手数料振替払込受付証明書（5,900円）
※必ず申請者名で納付してください。
※ゆうちょ銀行・郵便局の備え付け用紙をご利用の場合は「振替払込請求書兼受領証」
を申請書に貼付下さい。
また、「振替払込請求書兼受領証」は原本貼付のため返還しませんので、必ずコピー
をとり、お手元に残してください。
■払込用紙はダウンロードできません。
熊本県建築士会事務局にある払込用紙を利用するか、ゆうちょ銀行・郵便局の備え
付け用紙をご利用ください。

口座番号：01790-0-52675
加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会
7. 本人であることが確認できる運転免許証等〔確認のため必要〕
※郵送の場合はコピーを添付
8. 印鑑（認印）〔訂正がある時のために必要〕
※郵送の場合は不要

新しい建築士免許証明書は、原本引換となります。
受領の際、建築士免許証（A4）の原本をお持ちください。
また、申請者の希望により建築士免許証（A4）は、原本はカード型免許証明書に切替済印を
押して返却することができます。

V. 住所等の届出

- 現住所、勤務先を変更の場合

(1) 申請書類・必要書類等

1. 熊本県二級・木造建築士住所等の届出
2. 本人であることが確認できる運転免許証等〔確認のため必要〕
※郵送の場合は次の書類を添付
 - ① 本人であることが確認できる運転免許証等のコピー
 - ② 建築士免許証（免許証明書）のコピー
3. 印鑑（認印）〔訂正がある時のために必要〕
※郵送の場合は不要

VI. その他申請

- 免許取消
 死亡届
 失踪宣告届
 建築士法第8条の2第2号の届出
 建築士法第8条の2第3号の届出

(1) 申請書類・必要書類等

	申請書類	添付書類	その他 必要なもの	届出義務者
免許取消申請	二級・木造建築士 免許取消申請書	二級・木造建築士 免許証（免許証明書）	本人であることが確認 できる運転免許書等	申請者本人
		戸籍謄本（抄本）	印鑑（認印可）	
死亡届	死亡等届出書	二級・木造建築士 免許証（免許証明書）	届出義務者が確認 できる運転免許書等	戸籍法による 死亡届義務者
		戸籍謄本（抄本）	印鑑（認印可）	
失踪宣告届	死亡等届出書	二級・木造建築士 免許証（免許証明書）	届出義務者が確認 できる運転免許書等	戸籍法による 失踪届出義務 者
		戸籍謄本（抄本）	印鑑（認印可）	
建築士法 第8条の2 第2号の届出	死亡等届出書	二級・木造建築士 免許証（免許証明書）	本人であることが確認 できる運転免許書等	申請者本人
		戸籍謄本（抄本）	印鑑（認印可）	
建築士法 第8条の2 第3号の届出	死亡等届出書	医師の診断書 （病名、障害の程 度、病因、病後の 経過、治癒の見込 みその他参考とな る所見を記載した もの）	届出義務者が確認 できる運転免許書等	本人又はその 法定代理人若 しくは同居の 親族
			印鑑（認印可）	

Ⅶ. 申請窓口

申請受付日	業務日（土日祝日、年末年始及び本会が休業日とする日を除く）		
申請受付時間	午前9：00～午後4：00		
申請受付場所	公益社団法人 熊本県建築士会 本会事務局申請窓口		
申請手続き者	1	本人（原則）	
	2	代理申請の場合	〔必要書類〕 ①代理人の身分証明書 ②委任状 ③申請者本人の身分証明書コピー （申請書類貼付写真と照合のため）
	3	郵送申請の場合	送付方法は簡易書留による

Ⅷ. 免許証の交付

交付日	業務日（土日祝日、年末年始及び本会が休業日とする日を除く）		
交付時間	午前9：00～午後4：00		
交付場所	公益社団法人 熊本県建築士会 本会事務局交付窓口		
受領者	1	本人（原則）	代理申請及び郵送申請の場合、免許の受取りは必ず本人がすること
	2	代理人による受領の場合	申請手続きを必ず本人がしていること 〔必要書類〕 ①代理人の身分証明書 ②委任状 ③印鑑（認印）
	3	郵送による受領の場合	申請手続きを必ず本人がしていること

Ⅸ. 不受理の返却

郵送により申請されたものについて、何らかの理由により受理することができなかった申請書類は、郵送（簡易書留）又は宅配便にて申請書の現住所に申請者宛返却します。

申請・問合せ先

公益社団法人 熊本県建築士会 本会事務局

〒862-0954

熊本市中央区神水1丁目3-7

TEL 096-383-3200

FAX 096-383-1543

[所在地]

